

## 栄東ふれあい館使用規則

### 第1条 使用目的

- (1) 区民活動に伴う総会、役員会及びその他の集会
- (2) 区民の組織する子供会、シニアクラブ他文化教養的なサークル活動
- (3) 活発体操及び脳トレーニング体操等
- (4) たまり場活動
- (5) その他の使用
- (6) 禁止集会等
  - ① 営利目的の集会
  - ② 公序良俗に反する集会
  - ③ 中立性を保持するため特定の団体等の集会
  - ④ その他

### 第2条 使用料金

原則無料とする

### 第3条 使用日時

- (1) 原則毎日開館
- (2) 休館日は次の通りとする
  - ① 年末・年始、お盆
  - ② 栄東行政区が指定した日
  - ③ 牛久市より要請があった日及び期間
- (3) 開館時間
  - ① 原則午前9時より12時迄及び午後1時より4時迄
  - ② 要請により午後4時から原則8時迄
- (4) 会館鍵の開閉
  - ① 別に定める当日の当番者が行う
  - ② 午後4時以降使用する場合は、その会の代表者が責任をもって行い、使用後は確実に鍵管理者に返却する

### 第4条 使用申し込みと許可

- (1) 栄東ふれあい館のホームページにアクセスし、ネットで申し込むか、又は所定用紙にて申し込む
- (2) 行政区の行事等を優先するため、区長は認可後に使用日時の変更を求めることが出来る

### 第5条 使用上の心得

- (1) 別に定める「栄東ふれあい館 利用にあたっての心得」の通りとする

### 第6条 鍵の管理

- (1) 鍵は区長、副区長、会計、運営委員、シニアクラブ、たけのこ子ども会会長及び会館管理者が所持する
- (2) 役職を辞した場合は区長に返却し、原則複製を認めない

### 第7条 備品及び什器

- (1) 集会の目的事項の範囲内で使用を認める
- (2) 会館運営に支障を来さない範囲において貸し出しを認める
- (3) 貸し出し費用は原則無料とする

### 第8条 使用後の点検確認及び報告

- (1) 所定の用紙に基づき点検を確実にを行い、これを当日の当番者に提出する
- (2) 使用者の過失により建物、備品及び什器を破損し又は紛失した場合は、使用責任者は当日の当番者に報告し指示に従い、当番者はその旨区長に報告する

### 第9条 規則の改廃

- (1) 本規則は、役員会の決議により改廃することが出来る

附則 令和2年6月1日施行